

(別紙)

業務委託仕様書

1 業務名

武雄市歴史文化ツーリズム・モニターツアー事業業務委託

2 業務目的

近年の国内外における旅行ニーズの変化に伴い、旅に新たな付加価値を生み出すため、武雄の魅力ある歴史や文化を柱に「武雄市歴史文化ツーリズム」と銘打った様々な企画とプロモーションに取り組む。その第一弾として、武雄が歴史上最も輝いていた「幕末」と、武士が台頭した「鎌倉」にスポットを当て、モニターツアー及びプロモーションを展開することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

4 業務の内容

モニターツアーの企画、募集及び運営、アンケート集約業務等とする。

(1) モニターツアーの企画について

次のとおり、モニターに対し、非日常的な充実感と歴史文化コンテンツの魅力を最大限に引き出すことができるモニターツアーの企画を行うこと。

ア) 令和6年8月から12月の期間内に開催予定の武雄市歴史資料館の企画展と連動し、年2回のモニターツアーを実施し、テーマは、「幕末編」と「鎌倉編」とすること。

イ) 武雄市の風土、文化等を感じることができる体験ツアーを造成し、企画展と連動したギャラリートークなどの企画を盛り込むこと。

ウ) 「幕末編」は、長崎市を含めた広域ツアー及び武雄鍋島家に関する食の体験等、「鎌倉編」は、武雄市独自の武士の鍛錬に関する体験等を盛り込むこと。

(2) モニターの募集について

次のとおり、モニターの募集を行う。

ア) モニターの募集は受託者が行う。

イ) 募集人数は、各回10名とすること。

ウ) モニターの募集の際には、今後武雄市への来訪につながるように市の魅力が伝わる方法で実施すること。

エ) モニターは一部費用を負担することとし、募集の際はその件を周知すること。また、負担する費用については委託者と協議を行い決定すること。

オ) モニターの申込受付の際は、モニターの基本属性や当該商品に対してのイメージ、参加を決めた理由等の聞き取りを行う。聞き取り内容については委託者に確認し実施すること。

カ) モニターツアーの申込者には、申込時に取得した情報を委託者へ提供し、市の歴史文化に関する情報提供や情報収集の際に活用する旨を伝えること。

キ) モニターツアーの申込者には、メディアの取材、撮影が入る場合がある旨伝え了承を得

ること。

ク) モニター選定については、委託者と協議して決定すること。

(3) モニターツアーの運営について

次のとおり、モニターツアーの運営を行う。詳細は、別紙ツアー概要の通りとする。

ア) 本仕様書を踏まえたモニターツアーの企画立案、モニターの募集を行うこと。なお、モニターの募集に係る費用（広告、チラシ作成・印刷等を含む）は受託者が負担すること。

イ) それぞれのモニターツアーを実施する際には、それぞれのコンセプトについて体験できるツアー内容を設けること。

【幕末編】長崎市（出島、長崎歴史文化博物館、シーボルト記念館）※解説ツアーつき

武雄市（武雄温泉駅構内のアームストロング復元砲、武雄市歴史資料館、市内観光施設等）

【鎌倉編】武雄市（座禅体験、流鏑馬体験、鷹匠体験、武雄神社参拝、武雄市歴史資料館）

ウ) 別紙ツアー概要について、武雄温泉駅からの交通機関の手配（食事会場への送迎も含む）及び精算業務を行うこと。また、食事・宿泊施設、訪問場所、観光施設等の手配及び精算業務を行うこと。添乗員の手配、業務進行管理、旅行実施中の行程管理及び精算業務等一切の業務を行うこと。

エ) モニターツアーの実施時期は、令和6年8月から12月の期間内に開催予定の武雄市歴史資料館の企画展と連動し、滞在期間は1泊2日とすること。

【幕末編】令和6年8月3日（土）～8月4日（日）

【鎌倉編】令和6年11月30日（土）～12月1日（日）予定

オ) モニターツアーを実施する際に、宿泊又は交通、実地体験等については武雄市内事業者、団体等と連携して実施すること。

(4) アンケート集約業務

モニターに対し、アンケート調査を行い集約する。「武雄市歴史文化ツーリズム」に必要と考えられる体験メニューなどに関する意見等を集約し、課題の抽出を行うこと。アンケート内容については委託者に確認し実施すること。

(5) 事業計画書の提出

契約締結後、事業計画書（実施までの手配やアンケート集約までのスケジュール等含む）をあらかじめ提出し、承認を得ること。

(6) 安全管理

訪問先との事前打ち合わせ及び現地確認を行い、見学場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、モニター及び関係者の安全確保を徹底すること。

(7) 委託者の対応方針については、事業実施に当たって必ず反映すること。

5 業務管理・執行体制等

(1) 本業務の遂行にあたり、業務責任者及び業務担当者を定め、契約締結後速やかに報告すること。

(2) 業務責任者又は業務担当者は、本仕様書に基づく業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な協議に基づき遂行し、全体スケジュールを管理し、本業務の進捗状況等につい

て随時報告を行うこと。また、委託者が必要と認めたときは適宜協議の場を設け、その内容について、その都度受託者が記録を行い相互で確認すること。

6 成果物の提出・検査

受託者は、業務完了後、令和7年1月31日（金）までに次の書類を委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

- (1) 業務完了報告書（紙媒体及び電子媒体） 1部
- (2) モニターへのアンケート集計結果及び改善点の報告書（紙媒体及び電子媒体） 1部
- (3) その他 委託者が必要と認める資料等

7 委託料の支払い

委託者が必要と認めた場合は、委託料の一部を概算払により支払うことができるものとする。

8 関係法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、本仕様書及び関係法令等を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。

9 秘密の保持・個人情報の保護等

- (1) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に際し、知り得た機密情報、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。
なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。
- (3) 本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

11 再委託の禁止

受託者は、委託者の承認を得た場合を除き、本業務の全部又は業務遂行管理部分等の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

12 損害賠償

本業務の履行に際し、受託者の責めに帰する理由により、本業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、すべて受託者の責任とし、その損害を賠償しなければならない。

13 留意事項

- ・受託者は、本業務の趣旨を理解し、密接な協議に基づき業務を進めることとする。
- ・本業務の実施に伴う成果物等についての所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に

規定する権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。

- ・ 受託者は著作権人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。
- ・ 本業務に係るすべての書類及びその内容について、委託者の承諾なしに本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- ・ 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- ・ 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- ・ 本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明示されていない事項または疑義が生じた事項については、委託者が指示し、又は委託者と受託者双方が協議の上決定するものとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

14 問い合わせ・成果物の提出場所

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市役所 営業部 観光課観光振興係

TEL : 0954-22-0101 FAX : 0954-23-9726 E-mail : kankou@city.takeo.lg.jp

別記

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第3条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、武雄市（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するために以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙（再委託先を含む。以下この条において同じ。）がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時における報告）

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第 12 条 甲は、乙が法令及びこの契約（個人情報取扱特記事項を含む。）に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙ツアー概要)

■ ツアー当日の行程案

【幕末編】

(1日目) 令和6年8月3日(土)

9:20 JR武雄温泉駅集合

10:01 西九州新幹線「かもめ」乗車→10:32 長崎駅着→貸切バスに乗り換え

11:00~12:15 出島に入館、侍ガイドツアーに参加(要入場料・ガイド料)

12:30~13:20 昼食(出島敷地内予定)

13:40~15:00 長崎歴史文化博物館(要入館料)でスタッフガイドツアー(無料)

15:30~16:20 シーボルト記念館(要入館料)でスタッフガイドツアー(無料)

17:13 長崎駅発/西九州新幹線「かもめ」→17:43 武雄温泉駅着

→宿泊施設チェックイン→試食会会場まで車移動

18:30~20:00 夕食「武雄鍋島の食の体験」試食会→終了後、宿泊施設まで車移動

(2日目) 令和6年8月4日(日)

8:00 ホテルチェックアウト→朝食会場まで車移動

8:30~9:20 朝食「武雄鍋島朝がゆ」試食会→貸切バスに乗車

9:40~11:20 バスで、市内観光(楼門・新館、飛龍窯等:無料施設)

11:30~12:30 昼食(市内・未定)→武雄市図書館・歴史資料館に移動

13:00~15:00 企画展のギャラリートークなどに参加、ツアーフィードバック(アンケート回答等)

15:30 お買い物ご案内

16:20 JR武雄温泉駅で解散

【鎌倉編】

1日目) 令和6年11月30日(土) 予定

9:00 JR武雄温泉駅集合→市内はバスで移動

9:40~10:30 武雄神社、武雄の大楠見学

10:45~12:00 貴明寺で座禅体験(1時間)

12:20~13:30 昼食(市内・未定)

14:00~流鏑馬体験(2~3時間)→宿泊施設チェックイン→試食会会場まで車移動

18:00~20:00 夕食「武雄鍋島の食の体験」試食会→終了後、宿泊施設まで車移動

2日目) 令和6年12月1日(日) 予定

7:30 ホテルチェックアウト→朝食会場まで車で移動

8:00~朝食「武雄鍋島朝がゆ」試食会→貸切バスに乗車

9:00~鷹匠ワークショップ(2~3時間)

12:15~13:00 昼食(市内・未定)

13:20~15:00 武雄市図書館・歴史資料館に移動「武士の登場と荒踊り」企画展のギャラリートークほか→ツアーフィードバック(アンケート回答等)

15:30 買い物ご案内

16:20 J R武雄温泉駅で解散

■参加者

- ・ 各回 10 名
- ・ 参加者負担… J R武雄温泉駅までの交通費、宿泊費（素泊まり・シングル利用）
食事代（昼食 2 回分）、座禅体験代等

■見積項目

1. 企画…ツアーの企画・実施、手配、下見、打ち合わせに係る費用
2. 広報…モニター募集に係る費用（広告、チラシ作成・印刷等を含む）
3. 体験…入館料（出島、長崎歴史文化博物館、シーボルト記念館）
体験料（出島侍ツアー・流鏑馬・鷹匠：21,100 円/人）
4. 精算業務に係る費用
5. アンケート…アンケート調査集約、改善点などの報告

■見積書に含まないもの

- ・ 参加者の宿泊費（セントラルホテル武雄温泉駅前予定：素泊まり・シングル利用）、食事代（1
日目：昼食、夕食／2 日目：朝食、昼食）、及び座禅体験代

※ 2 つのモニターツアーそれぞれで、料金を算出してください。